

JASE

現代性教育 研究ジャーナル

MONTHLY JOURNAL of SEX EDUCATION TODAY

2020 年

No. 108

2020年3月15日(毎月15日) 発行

日本性教育協会

THE JAPANESE
ASSOCIATION
FOR SEX EDUCATION

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-23 春日尚学ビル Tel.03-6801-9307 Mail info_jase@faje.or.jp URL https://www.jase.faje.or.jp 発行人 石川哲也 編集人 中山博邦
© JASE. 2020 All Rights Reserved. 本ホームページに掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

トイレ・更衣室をめぐる古くて新しい問題の射程 … 1	多様な性のゆくえ ³⁵ … 11
「青少年の性行動全国調査委員会」が2019年度 寄託者表彰を授賞 … 8	性教育の現場を訪ねて ³⁶ … 12
思いこみのめがね ²⁴ … 10	今月のブックガイド … 14
	JASEインフォメーション … 15

トイレ・更衣室をめぐる古くて新しい問題の射程

大阪府立大学教授 東 優子

はじめに

このところ、トイレの多様化・近代化に関連した話題に触れる機会が増えている。その背景には、訪日外国人の増加や東京オリンピック・パラリンピックの開催、さらには2016年に施行された「障害者差別解消法」などがあるようだ。

公共のトイレが使いづらいと感じる人々やその理由はさまざまにある。車いすやオストメイトに対応した「多機能トイレ」の拡充を最優先事項として、乳幼児連れや異性介助者にも優しい「だれでもトイレ」の需要が高まっている。教育現場では、「臭い、暗い、汚い」を「キレイ・快適・かっこいい」に変えることで「学校でトイレに行けない症候群」を解消しようという取り組みもあると聞く。1日に何度も利用するトイレは、誰にとっても、身近で切実な問題なのである。

「だれでもトイレ」のピクトサインについては、トランスジェンダーなど、SOGI（性的指向・性自認）

の多様性に係るニーズを「見える化」したデザインも考案されており、国内でも、これを採用する企業・行政・教育機関が増えている（図表1）。このように、SOGIの多様性を含めたダイバーシティ&インクルージョン（多様性と包摂）が進みながらも、いまなおトランスジェンダーの多くが困難な状況に直面し続けている。

そこで本稿では、トランスジェンダーのトイレ・更衣室問題を主題とし、画一的な対応の問題点や、古くからある「男女同室禁止」をめぐる議論を取り上げる。これらに通底する問題を考察し、過去の教訓を今後の議論に反映させていくことが、本稿の狙いである。

トランスジェンダーのトイレ問題

ダイバーシティ&インクルージョンで最も重要なことは、「みんなちがって、みんないい」をリップサービスに終わらせることなく、「合理的配慮」(reasonable accommodation)を提供していくことにある。



図表1 「だれでもトイレ」のピクトサイン例

ここでいう「配慮」とは、これが上記の訳語である限りにおいて、一般的な「心遣い、気配り」という意味とは異なる。社会が生み出す問題により、何らかの困難に直面している当事者のニーズと自己決定を最大限に尊重しつつ、「理にかなった（具体的な）調整」を図っていくことを意味する。

2017年5月、日本経済団体連合会は、「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」と題した提言を発表し、LGBTへの理解促進と、多様な人材の存在を前提とした環境・制度の整備に言及している⁽¹⁾。この中で報告されている調査結果によれば、全233の企業・団体の91.4%が「LGBTへの取り組みの必要性」を認識しており、「LGBTに配慮した対応を実施または検討している」と回答した178の企業・団体のうち、39.3%が「性別不問のトイレ等職場環境の整備」に取り組んでいるという。

文部科学省（以下、文科省）が2015年に発出した通知および、これに関連して翌年に発表した『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』においても、性別違和のある児童生徒への具体的な配慮事例として、「職員トイレや多目的トイレの利用」が紹介されているところである⁽²⁾。

以上により、企業・学校において、一定程度、トランスジェンダーのトイレ問題が意識され、また対応が促されていることがわかる。しかしこうした対応が、必ずしも当事者ニーズに沿ったものではないことを示唆した調査結果も、複数報告されている。

例えば、岩本健良・金沢大学准教授らが実施した

「オフィスのトイレ利用」に関する調査（2018）によると、トランスジェンダーの回答者299名の約4割が、本来希望するトイレを利用できておらず、8割が「男女共用」を利用しているという。この傾向はトランス女性にとくに顕著で、57%が「女性用トイレ」を希望しながらも、半数以上が「男性用トイレ」で我慢している、と報告されている⁽³⁾。

「女性トイレ使用制限は違法」国に賠償命令

2019年12月12日、東京地裁において「注目の判決」⁽⁴⁾が下った。職場で、女性トイレの利用を制限されるなどしたトランス女性が、差別的な扱い・環境の改善や賠償請求をしていた裁判で、勝訴したのである。

原告は、経済産業省（以下、経産省）に勤める50代のトランス女性職員で、男性として入省したが、幼少期から性別違和を感じていたという。1998年に「性同一性障害」の診断を受け、11年にわたる女性ホルモンの投与や、背広姿から女性らしい服装に変えることなどによる「社会的な性別移行」を経て、2009年から人事部との話し合いを始めた。

同じ部署で働く同僚に「性同一性障害」について説明するなどのプロセスを経て、2010年から女性用の休憩室や更衣室の利用が認められるようになり、2011年には戸籍上の名前を女性名に変更した。しかし、女性トイレの利用については、制限が設けられた。他の女性職員とのトラブルが生じる恐れがあるとして、女性用トイレを利用する場合は、勤務する部署から2階以上離れたところにある女性用トイレを使うよう告げられたという。

彼女は戸籍の性別変更をしていない。健康上の理由から性別適合手術を受けておらず、「性同一性障害特例法」が定める要件の一部を満たさないからである。ちなみに、①20歳以上である、②婚姻していない、③未成年の子がいない、④生殖腺の機能を永続的に欠く状態にある、⑤性器の外観が移行する性別のそれに近似している、という5要件については、それ自体に「人権問題」が内包されており、国際的な潮流を踏まえた法律改正の議論を要する⁽⁵⁾。しかし上司には、「なかなか手術を受けないんだったら、もう男に戻ったら」と言われ、これを引き金に抑うつ状態になり、約1年半の休職を余儀なくされた、と彼女は主張

図表2 全国の学校における、性同一性障害に係る児童生徒への対応事例（文部科学省2015）

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の服装・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫等	自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める、入浴時間をずらす

している。

原告女性の訴えには、人事異動の制限という差別的処遇も含まれている。「通常は2～3年」と言われる中で、彼女の人事異動は10年以上も行われていない。上司からは「戸籍の性別変更をしないと人事異動ができない」と言われたという。また、性別変更ができないならば、異動先の同僚職員に戸籍上の男性であることをカミングアウトするよう求められ、全員の理解がえられなければ、女性トイレの使用は認められないと告げられた、とも主張している。

こうした処遇を不服として、中立の第三者機関である人事院に申し立てたが、退けられた。「手術して性別変更していない」ことを理由に処遇を変えようとしない経産省との話し合い、その処遇を追認した人事院判定に限界を感じ、2015年、人事院判定の取り消しと慰謝料などを求めて、提訴に踏み切ったという。

以上が、裁判に至るまでのあらましである。国側からすれば「事実誤認」もある。例えば、女性用更衣室や休憩室の利用を認めたというのは、女性職員として認めたわけではなく、「性別適合手術を受けるまでの暫定措置」だったと主張している。

国は敗訴判決を不服とし、原告女性も判決の一部を不服として、双方が控訴したこと、舞台は東京高裁に移ることになった。しかし今回、裁判長が「国民の意識や社会の変化に照らせば、自ら認識する性別に即して生活する重要な法的利益の制約は正当化できな

い」と述べて違法性を認め、国側に賠償を命じた意義は大きい。

「戸籍上男性は、女性ではない」という形式論の弊害

わたしは、原告側の専門家証人として出廷していたのだが、原告女性と初めて会ったのは、1996年に発足した「TSとTGを支える人々の会（TNJ）」の主催イベントだったと記憶している。個人的なつきあいがあったわけではなく、TNJの活動を通じて知る限りだが、彼女が「性別移行」にかけた長い歳月を承知している。

「性同一性障害特例法」や「戸籍主義」に翻弄される人々は、彼女だけではない。2015年にも、別のトランス女性が、フィットネスクラブから受けた扱いは「人格権の侵害」であるとして、京都地裁に提訴した例がある。原告の50代の会社経営者は、性別適合手術を受けていたが、既婚で、未成年の子がいたことから、やはり戸籍上の性別を変えることができない状況にあった。女性更衣室などの利用を希望したが、手術後にも「男性の格好をして、男性用のシャワーや更衣室を使用すること」を求められたという。本件は2017年に和解成立となったが、クラブ側は最後まで「戸籍が男性の場合は、男性として扱う」との姿勢を崩さなかったと報道されている⁽⁶⁾。

経産省職員の裁判後の取材で、わたしは次のようにコメントした。「手術を受けていない、戸籍が変わっていないという形式論で、小中学校でも性自認に沿ったトイレの使用が認められない現状がある。判決の意義を踏まえ、職場や学校や地域社会で性自認を尊重した対応がいっそう広がることを望みたい。」(朝日新聞 2019 年 12 月 12 日付)

「配慮」という名の「排除」

上記コメントで言及した「小中学校の現状」というのは、前出の文科省通知および冊子に登場する対応事例(図表2)を指す。同省は、「画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や課程の状況等に応じた取り組みを勧める必要がある」と注釈しているのだが、現場では先行事例に倣ったマニュアル的な対応が増えていると聞く。

「職員トイレや多目的トイレの利用を認める」というのは、性自認に沿ったトイレの利用を「認めない」ことを意味する。それがたとえ、「女子」として入学が認められた小学校1年生であっても、である。ちなみに、「学校施設整備指針」で、トイレの設置場所は「10分の休憩時間に往来できる距離にあることが重要」だとされているが、「多目的トイレ」が教室近くになくて困るというのは、車いすの児童生徒が直面する問題としても指摘されている。さらに、周囲の興味本位な視線にさらされ、「特別な事情」を詮索されるストレスも生じる。そのことが結果として「アウティング」につながるリスクも想定しなければならない。

修学旅行や合宿で「1人部屋の使用を認める」ということも、本人がそれを望んだのでなければ、「合理的配慮」(＝理にかなった調整)を提供したことにはならぬ。わたしが出会った中学生のトランス女子の例で言えば、学校が決定した「配慮」を告げられ、「修学旅行の夜、女子みんなで枕投げをしたり、“恋バナ”するのを楽しみにしていたのに」と泣いていた。彼女にしてみれば、「配慮」という名のもとで「排除」されたも同然だった。大事なことは、先行事例に倣ってマニュアル的な対応をするのではなく、当事者ニーズを最大限に尊重することである。

もっとも、現場の困惑と苦労は想像に難くない。学校は、隅々に二分化されたジェンダー・システムが

張り巡らされた社会の縮図であり、「ジェンダーの再生産装置」という顔をもつ。SOGIの多様性はおろか、教育課程には基礎的な性教育さえ組み込まれていないのであって、いきなり現場で、組織・制度と当事者ニーズの板挟みになりながら調整を迫られる教員の苦労は、察するに余りある。

だからこそ、2015年を境に全国各地で教員研修が実施されているのであり、組織的な取り組みが進んでいることは大いに評価できる。しかし、画一的・マニュアル的な対応に陥らないためには、調整から決定までのプロセスがカギとなり、当事者(ニーズ)がその中心に位置づけられていることが重要になってくる。

「周囲の理解・周囲への配慮」問題

ところで、上記のような「配慮事例」は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要である」という文科省通知にしたがった、ということの説明がつく。判断には「周囲に配慮」が働いた、と想像する。周囲とのトラブルが予見される場合、学校側はそれを避けなければならない。前出の経産省職員の処遇をめぐる裁判においても、国側は、労働安全衛生法でトイレは男女別にすると定められていることを根拠に挙げ、「性暴力を心配する女性の心情に配慮することには一定の合理性がある」と主張している。

実はいま、社会の一隅で、フェミニストを標榜する人々の間でも、「性暴力を心配する女性の心情」をめぐって、激しい論争が展開されている⁽⁷⁾。そのきっかけは、2018年にお茶の水女子大学が「自分の性自認に基づき、女子大学で学ぶことを希望する人」の入学を認めてトランス女性にも門戸を開く方針を発表したことにある。

現役受験生の場合、その多くは20歳未満で、「性同一性障害特例法」の要件のほとんどを満たさず、戸籍上の性別を変えることができない状態にある。同大学は、「性同一性障害」の診断書の提出も義務づけていないことから、原則的には、本人のセルフ・アイデンティティが受験資格を判断する基準になる。

補足しておく、諸外国には、本人の自己申告のみで、診断書も(ましてや手術などの医学的介入も)必

要とすることなく、ごく簡便な手続きで法的に性別変更することが可能な国がある。2012年にこれを実現したアルゼンチンを先例として、マルタ共和国、デンマーク、ノルウェー、アイルランド、ギリシャなど、同様の法体制をもつ国が増え続けている⁽⁸⁾。

しかしその一方では、ごく一部であるがトランス排除主義的ラディカルフェミニスト(trans-exclusionary radical feminist = TERF)と呼ばれる人々が台頭し、「トランス女性は女性ではない」という主張を展開するようになった。それと同様に、日本でも「排除」と「包摂」をめぐる議論の応酬が展開されるようになったというわけである⁽⁹⁾。

「排除」派が中心的争点とするのは、性別適合手術を受けていない、ペニスがついたままのトランス女性が「女性専用」の領域に入ってくることによって、女性の安心・安全が脅かされる、という問題である。「女性専用」が必要とされる背景には、女性に対する暴力の問題があり、性的視線にさらされるトイレ・更衣室(あるいは風呂)は、まさにそうした暴力の温床であり続けている。「排除」派にとってこれは、ゾーニングの問題であって「差別」ではない。

しかし、トラブルが起こる可能性がゼロではないという理由で、トランス女性のアクセスを制限したり、公的領域から排除したりすることが差別ではない、という発想は、かつての米国における「分離はしても平等(separate but equal)」主義を彷彿とさせる。これは、教育・職業・公共施設において黒人を分類することは差別ではない(なぜなら黒人と白人を一緒にするとトラブルが起こるし、機会を奪うわけではない)という考えを正当化するもので、米国最高裁判所が1896年に下した有名な判決から、1950年代までの半世紀以上にわたって米国で標準とされた考え方である。

性別・人種・民族・肌の色・ルーツ・宗教・障害の有無と同じく、SOGIが「人権」である以上、トランス女性を排除したり、行動に制限を加えることは「人権侵害」である、とわたしは考える。少なくとも、「マイノリティ」の人権問題を扱う上で、周囲の理解が十分でないことや、人々が抱く不安や嫌悪を理由に「周囲への配慮」を優先させるということは、本末転倒である。そのことを明確に指摘し、批判したのが、以下に紹介する「府中青年の家事件」を扱った裁判の判決文である。

「府中青年の家事件」の教訓

1990年に起こった「府中青年の家事件」は、同性愛者の権利擁護団体「動くゲイとレズビアン会」(通称「アカー」)のメンバー18名が、東京都の公共宿泊施設である府中青年の家を合宿利用していたところ、他の利用者からハラスメントを受けたことに端を発する。適切な対処を求めたアカーに対して、東京都は「都民のコンセンサスを得られていない」として、次回からの利用を認めないとした。その理由として挙げられたのは、「男女同室禁止」のルールである。同性愛者同士が〈同室同宿〉すると、性交渉が成立し、青少年の健全育成によくない、というのである。これは裁判に発展し、1997年によりやう原告勝訴が確定した。東京高裁判決では、次のように述べられている。

「平成2年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛者ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成2年当時においても同様である。」

公共施設での性行為がいけないのであれば、それを禁止すればよい、というだけの話である。この事件の教訓は、同性愛者への対応問題に限定されないものであって、人権課題であるSOGIをめぐる議論にこれを生かし、「周囲の理解・周囲への配慮」を優先させることの問題を考えていきたいものである。

「なぜ修学旅行の部屋は男女同室じゃないの？」

異性愛・シスジェンダーの〈同室宿泊〉についてはどうか。このような問を立てること自体、「だから、ジェンダー・フリーや性教育はバッシングされたのだ」という批判を許すことになるかもしれない。ジェンダーフリー教育について、次のような言説が拡散さ

れた時代があったからである。(バッシング言説を拡散した中心的メディアは産経新聞などだが、ここではあえて別の媒体による報道を引用する。)

「体育の着替えを男女同室で行うなど、行き過ぎた男女の同一化の動きにもつながっている。」(毎日新聞 2006 年 1 月 10 日付)

「全国の公立小学校の 6 割強で体育のための着替えを男女同室で行っていることが、文科省が行った『学校における男女の扱い等に関する調査』で分かった。調査では男女同室での宿泊など一部に問題があることも分かり、同省は 30 日、『児童生徒に羞恥心や戸惑いを感じさせる恐れが大きい』として都道府県・政令市教委に対し、是正を求める通知を出した。」(毎日新聞 2006 年 6 月 30 日付)

同調査⁽¹⁰⁾の背景にあるのが、2000 年に入って露骨に展開されるようになった「ジェンダーフリー／性教育バッシング」である。そして、バッシング派が中心的争点としたのが〈同室着替え・同室宿泊〉だった。2005 年、自民党内に安倍晋三幹事長代理(当時)主導による「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」が結成され、同年 12 月に決定した「第 2 次男女共同参画基本計画」には、以下の記述が盛り込まれた。

『「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと(中略)は、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。』

上記にある「ジェンダー・フリー」を「性の多様性」や「SOGI の多様性」に置き換えて読むと、トイレ・更衣室に代表される、今日のトランス女性への対応・処遇をめぐる議論に通底する問題が見えてくる。

ちなみに、文科省調査(2006)をよく読めば、〈同室着替え〉が行われていた理由は「更衣室や空き教室がない」、「あっても、行くのが面倒」といったことであり、ジェンダーフリー教育とは無関係であったことは明らかである。(具体的な状況についても、わたしを含む、一定の年齢以上の層であれば、実経験とし

てよく承知しているところである。)さらに、修学旅行などでの〈同室宿泊〉についても、中学・高校ではほぼゼロで、最も多かった小学校 5 年生でも、全国で 236 校(1.06%)とかなり少ない。その理由も「従前からそうしてきたから」といったことで、ジェンダーフリーとは無関係であった。

バッシング派の主張とは逆に、実際にあったかもしれない「(児童生徒に)羞恥心や戸惑いを感じさせる恐れ」という問題については、それこそが「ジェンダーに敏感な視点」で学校を見直そうという、性教育を含めた取り組みが解消しようとした課題だったはずである。それは、今日のハラスメントとは何か、「性的同意」とは何かをめぐる研修や教育など、「安心・安全」を保障するためのさまざまな取り組みにもつながっている。

ところで、本節のタイトルにある「なぜ修学旅行は男女同室じゃないの?」は、インターネットの電子掲示板で見つけた質問⁽¹¹⁾である。修学旅行の〈同室宿泊〉に関連した質問は、2004 年から 2018 年までの間に 15 件ほどあるのだが、この投稿の閲覧数が他と比べて「桁違い」に多く(16,074 件)、目をひいた。

投稿者は、自称「21 歳の社会人男性」である。小学校時代にも、同じ質問を担任にしてみたが、「様々な問題を防ぐため」という以上の回答は得られなかったという。中学校で再び、今度は友人と 3 名で「部屋を男女同室にして」と懇願したが、満足のいく回答が得られないまま、却下されたと説明している。

「夜中に布団に入りながら、じっくりおしゃべりするのが修学旅行の一番のイベントとも言えますが、こーゆう話が女子と出来なかった事が残念に思います。(中略)みなさんも、こんなの絶対におかしいと思いませんか?」という彼の意見に、「不純」、「幼稚」、「非常識」といった批判的なコメントが回答欄に並んでいる。しかし投稿者はこれに怯むことなく、性的トラブルの防止を理由に挙げた回答者の説明にも、改めて次のように反論している。「…学生同士で性行為をするのが悪いことだというのは、たとえ中学生でも完璧に理解できている年齢です。(中略)その常識が分からない人は、修学旅行が来る前にとっくにヤッてるはずです。」(原文ママ)

この投稿に次いで閲覧数が多かった、別の、やはり修学旅行の部屋割に関する投稿とそれへの回答⁽¹²⁾で

は、小学校教員だという人が、「私は担任中、男女同室にしました」とコメントを寄せている。この先生は、「もちろん一人一人の気持ちにも配慮したり、保護者の心配にも気を配ったりしました。信頼してくれた保護者には感謝しています。中学ではもう出来ないだろうと思って」と説明している。それがいつのことだったのかは不明だが、電子掲示板には〈同室宿泊〉だった自身の経験を語る人の書き込みが散見される。

「人権運動は、3歩進んで2歩下がる」

世界には、ところかわれば、異性愛の男女が〈同室宿泊〉しても、そのこと自体が性的トラブルの原因にはならない社会、そのような心配によって行動を制限しなくて済む社会が存在している。フィンランドでは、異性愛者の大学生が男女同室で、全裸でサウナを楽しむ文化があると聞き、さすがにカルチャーショックを覚えたが、暴力被害を心配しなくても済むという点は素晴らしい。安心・安全が保障された状況を支えるのは、ジェンダー平等や性的同意に関する対話や教育の積み重ねであろう。

何が理想かという答はひとつではないが、少なくとも、性別適合手術をうけていない（ペニスがついたままの）、戸籍上の性別が男性であるトランスジェンダーの存在が、シスジェンダー女性の安心・安全を脅かすという心配の解消は、トランスジェンダーが引き受けるべき問題ではない。性的視線にさらされ、性暴力被害を心配し続けなければならない女性が引き受けるべき問題でもない。修学旅行の部屋割について「こんなの絶対におかしいと思いませんか？」と問いかけた投稿者のように、より多くの人々を巻き込みながら「あたりまえ」を見直していくことが求められる。

「LGBT ブーム」とも言われる日本社会で、TERFのような「トランス女性排除」言説が登場したというのは、ある意味、必然である。SOGIの多様性を含めた「ダイバーシティ&インクルージョン」には、具体的な「変化」と「修正」が伴う。社会的制度・慣行を変えていくには、社会的な合意形成を必要とする。そしてそのプロセスでは、ときに激しい議論の応酬が展開される。異なる価値観をもつ人々が複雑に交錯するグローバル化の時代にあって、合意形成がますます困難である状況も生まれている。しかし少なくとも、前

出の裁判で、「国民の意識や社会の変化に照らせば、自ら認識する性別に即して生活する重要な法的利益の制約は正当化できない」と裁判長が述べるほどには、日本社会の状況は、確実に変化している。

2020年2月に東京で開催されたシンポジウム「司法を通じた同性婚の実現」で、ハワイ州最高裁判所判事・サブリーナ・静江マッケナは「人権運動は、3歩進んで2歩下がるものです。」と述べた。この言葉には続きがある。「しかし、常に、前進します。」過去の教訓に学び、問題の本質や構造がどこにあるのかを見据えながら、今後も議論が重ねられていくことを願っている。

(注)

- (1) 日本経済団体連合会 (2017)「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」
- (2) 文部科学省『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』2016年
- (3) オフィストイレのオールジェンダー利用に関する研究会（金沢大学・コマニー・LIXIL）『オフィストイレのオールジェンダー利用に関する意識調査報告書（公開用資料）』2019年
- (4) 「心は女性 経済産業省の職員 東京地裁 “女性トイレ使用制限は違法”」(NHK「ニュースウォッチ9」2019年12月12日放送)
- (5) GID（性同一性障害）学会「国連諸機関による「強制・強要された、または非自発的な断種の廃絶を求める共同声明」を支持する声明文」2017年3月19日理事会にて承認
- (6) 「「生きていて良いんだと思った」性同一性障害のジム利用者、コナミと和解成立 性別適合手術を受け、女性として暮らしているのに「男性」と呼ばれ……。」Buzz Feed News 2017年6月19日
- (7) 千田有紀 (2020)「女」の境界線を引き直す：「ターフ」をめぐる対立を超えて、『フェミニズムの現在』現代思想、48 (4) : 246-256
- (8) 東優子 (2015)「トランスジェンダーの健康と権利」現代性教育研究ジャーナル、52 : 1-9
- (9) 「トランス女性に対する差別と排除とに反対するフェミニストおよびジェンダー／セクシュアリティ研究者の声明」2019年2月26日
- (10) 文部科学省 (2006)「学校における男女の扱い等に関する調査」について
- (11) 教えて!goo「なぜ修学旅行の部屋は男女同室じゃないの？」(2013年2月10日投稿)
- (12) お悩み解決掲示板「修学旅行の部屋割が男女一緒」(2014年6月30日投稿)

◎東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター

「青少年の性行動全国調査委員会」 が2019年度寄託者表彰を授賞

はじめに

去る2月19日、東京・文京区本郷の東京大学において、東京大学社会科学研究所 SSJ データアーカイブ寄託者表彰式が行われ、「青少年の性行動全国調査委員会」が2019年度寄託者表彰を授章した。

武蔵大学社会学部准教授の林雄亮氏が寄託者「青少年の性行動全国調査委員会」を代表して、感謝状を受けた。

東京大学社会科学研究所は、法学・政治学・経済学・社会学という社会科学の4つの分野に属する研究者で構成するユニークな研究所である。その活動は、①共同研究の推進（全所的プロジェクト等）、②調査の実施（社会調査、地域密着型調査等）、③研究インフラの構築（SSJ データアーカイブ、図書室）の3つを柱としている。SSJ データアーカイブや社会調査などは、1996年に設立された附属日本社会研究情報センターを中心に進めてきたもので、2009年に社会調査・データアーカイブ研究センター（CSRDA）と改組。

SSJデータアーカイブ

データアーカイブ研究センターは、調査基盤研究、社会調査研究、計量社会研究、国際調査研究4分野から構成され、調査基盤研究分野では、各種調査機関と連携し大量の一次データを収集し、SSJ データアーカイブの運営を行い、全国の大学、研究機関の共同利用に供している。

データアーカイブは、統計調査、社会調査の個票データ（個々の調査票の記入内容；マイクロデータ）を



収集・保管し、その散逸を防ぐとともに、学術目的での二次的な利用のために提供する機関である。欧米諸国のほとんどで設立されており、社会科学の実証研究、教育に活用されているが、我が国にはこれまで組織的なデータアーカイブがなかったため、多くの調査が実施されているにもかかわらず、それらの個票データは、

当初の集計が終わるとともに徐々に消えていくという状況にあった。

東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターは、我が国における社会科学の実証研究を支援することを目的として、SSJ データアーカイブ (Social Science Japan Data Archive) を構築し、1998 年 4 月から個票データの提供、これまで 2,000 以上のデータセットを公開してきた (表 1)。

寄託者表彰は、質・量・多様性の 3 つの側面から評価して、とくに優れた寄託者を表彰する事業で、2009 年度より始められ、2019 年度の寄託者表彰に「青少年の性行動全国調査委員会」が選ばれた。その表彰理由については、継続時系列調査であり、その貴重性と活用の幅広さなどを挙げている。2020 年 2 月 12 日現在、利用者数 224 件、成果論文が 37 件となっているという。そのほか 2005 年度から始められた優秀論文表彰事業では、2 人の研究者が表彰された。

授賞者挨拶で、林雄亮氏は調査データの内容とこれまでの活用事例などを紹介し、データは 2015 年に「青少年の性行動全国調査」の第 2 回 (1981 年) から第 7 回 (2011 年) までが一括して寄託されたもので、更なる活用を期待していること、第 8 回 (2017 年) の調査データも寄託される予定であることなどを述べ、第 9 回調査も準備中であると語られた。

表 2 SSJ データアーカイブの仕組みと流れ

①原データの寄託

通常、調査者の一次分析終了後に寄託。



②公開データの作成

寄託された個票データは、必要な秘匿処理等を行った上で、二次利用可能に形式に整理。



③オンラインサービス

ホームページの公開データリストに掲載。



④データの利用

学術目的の二次分析に限り、大学または公的な研究機関の研究者、教員の指導を受けた大学院生、データ寄託が利用申請ができる。一部のデータについては、教員による申請を通じて、大学の学生も申請可能。

データは、提出された利用申請の内容をデータアーカイブ研究センターが審査し、寄託者の承認を得た上で提供される。



⑤成果報告

利用期限は、原則として 1 年間。期限終了後に利用報告の義務がある。

表 1 SSJ データアーカイブの寄託・利用統計

年度	新規公開データ	累積公開データセット数	利用申請件数	利用申請研究者数	提供データセット数	発表論文数	収録調査 DB 検索件数	公開データリストアクセス件数
1998	276	276	11	14	22	3	—	—
1999	91	367	20	33	72	4	—	—
2000	42	409	51	74	147	3	—	—
2001	50	459	114	278	545	19	—	—
2002	40	499	222	489	796	37	4581	—
2003	77	576	224	613	1129	25	31014	—
2004	101	677	343	802	1735	56	40583	—
2005	95	772	335	1036	2527	91	38770	—
2006	185	957	366	944	1641	61	43011	—
2007	208	1165	463	1208	1851	86	53986	—
2008	56	1221	481	1434	2165	113	43613	5406
2009	66	1287	606	1756	2784	116	40943	10255
2010	61	1348	666	1354	1630	135	41425	15425
2011	70	1418	774	2093	1812	169	40984	16190
2012	74	1492	855	2567	2352	145	40738	16691
2013	94	1586	892	2129	2754	154	44553	19368
2014	96	1682	976	2867	5921	220	68027	27799
2015	253	1935	1263	3216	5846	266	76889	37198
2016	83	2018	1088	4013	6972	191	140206	35637
2017	70	2088	1080	4276	7000	257	243924	47468
2018	80	2168	1169	3922	6463	247	364360	64947

出所) 社会調査・データアーカイブ研究センターホームページより

社会調査・データアーカイブ研究センターの内容・利用については、
ホームページ <https://csrda.iss.u-tokyo.ac.jp/center/about/>

思いこみ の めがね

シゲせんせーのポジティブライフ

鈴木茂義 Suzuki Shigeyoshi



公立小学校非常勤講師。14年間の公立小学校正規教諭、主任教諭を経験。
専門は特別支援教育、教育相談、教育カウンセリングなど。

2016年3月31日、14年間の教員生活に終止符を打ちました。社会に向けての大きなカミングアウトと引き換えに、積極的判断で退職をしました。退職のときにいただいた教育委員会からの書類には、たった一言「退職を承認する」と書かれていました。シンプルだけど、力のある文字。いま見返しても、当時の気持ちが思い出されます。

ゲイであることをカミングアウトしたら、子どもや保護者から厳しい目で見られるだろうと思っていました。心無い言葉を投げかけられるかもしれないと、ドキドキしていました。積極的判断の退職でしたが、自分自身の安心安全を守るためには必要なことだったと思います。

結果的には、子どもや保護者からネガティブな反応はほとんどなく、ほっと一安心。14年間働き詰めだったので、心と体を休めることにしました。当時はまだ「働き方改革」という言葉もない頃。私も日々、仕事に追われる毎日でした。朝の暗いうちに家を出て、帰ってくるのも暗くなってから。我ながらよく頑張っていたと思います。

少しの充電期間を経て、非常勤講師として小学校の現場に戻りました。LGBTQにかかわるコミュニティやイベントにも少しずつ参加するようになり、レズビアンやトランスジェンダーの友達も増えていきました。イベントの会場でも機会があれば発言をするようにし、「実は自分は教員で、ゲイであることをオープンにしています」と言うと、会場中の視線が一気に自分に向けられたこともしばしば。まだまだ珍しい存在だったのかもしれません。

講演会に呼んでいただくことも増えました。高校や大学で話をすると、講演会の後に「実は自分も当事者で…」と打ち明けられることがありました。教育委員会主催の研修でも、終了後にこっそりご自分のことを打ち明けてくれる方がいます。子どもへのサポートを考えると同時に、先生方へのサポートも必要だと感じ

ています。当事者の先生のサポートの場の一つが、自分が主宰している「LGBTと教育について考える虫めがねの会」です。月1回ほどのペースで、参加者のみなさんと交流しています。今は学校の先生に限らず、いろいろな方が参加してくださっています。

さて、3月、年度末。私はこれからどこに向かい、何に取り組もうか。

最近、大事にしている言葉があります。「真の自立とは依存先を増やすこと」。東京大学先端科学技術センターの熊谷晋一郎さんの言葉です。これからの時代は自分一人で頑張ることも大事だけれど、いろいろな人や場所を頼りながら生きていくことがもっと大事だよ。個人的に、そう言われているように感じました。ゲイの自分はここ数年で、ようやく安心安全な場所を、人を見つめることができました。今度は、そう

いう場所を自分が作る番かもしれません。

本誌に以前執筆をしていた土肥いつきさんはこうおっしゃっていました。「セクシュアルマイノリティであることと

教職員であることを切り離さないこと」(『現代性教育研究ジャーナル』No.84)と。自分の中にあるどのような要素も否定されない、話したいことを安心して話せる場。いろいろな要素が統合された「わたし」として生きていけること。そのような場を作っていきたいです。よければみなさんと一緒に。

私の中にもまだ「生きづらさ」があり、場面によってはそれが強く感じられることもあります。カミングアウトしたって、解決しないことがある。なぜだ？共生社会の実現は個人の努力だけでは限界があり、やはり法の整備や社会の枠組みに目を向ける必要があります。「個人の問題は社会の問題」そういったところも、しっかり見ていかなくてはなりません。とはいえ、目標やめあてを掲げるのが苦手な私。遠くをぼんやり見つめるのではなく、自分が生きている「いま・ここ」に強烈なスポットライトを当てて取り組んでいくこと。アルフレッド・アドラーのそんな教えを意識しつつ、いま・ここにいる自分と、いま・ここにいる子どもたちに寄り添っていこうと思います。

第24回

「シゲせんせーのこれから」 未来に向かって

多様な性 のゆくえ

One side/No side [35]

大金持ちへの挑戦状

世界経済フォーラムの年次総会は毎年1月に保養地として有名なスイスのダボスで開かれる。何かの合意を目指して交渉する政府間会議のようなものではなく、経済や政治、社会問題などをめぐって様々なプレーヤーが議論を交わすForum（公開討論会）なので、各国政財界や国際機関の指導者から様々な分野の著名人まで参加者の間口はかなり広い。

その分、話題性も高まり、マスメディアにも毎年、参加者の動向が取り上げられることになる。今年の会議で特に話題を集めたのは地球温暖化対策をめぐる環境活動家グレタ・トゥンベリさんとトランプ米大統領との応酬だった。昨年秋の国連総会でも、すれ違う際にバチバチと火花が飛ぶような接点があったので、注目度はいやがうえにも高まっていたのだろう。

もちろん温暖化対策は重要な課題である。ただし、マスメディアの関心はそれよりも、役者が揃っているとか、キャラが立つといった要素の方が優先されることも多い。

このお二人ほど注目はされなかったが、国連合同エイズ計画（UNAIDS）も会議初日の1月21日に『健康は富裕層の特権であってはならない』と題するかなり刺激的なプレスリリースを発表した。その中でウィニー・ビヤニマ事務局長は「富裕層と大企業が税金を逃れ、普通の人たちが健康の悪化でお金を払わなければならないような状態を受け入れることはできません」と述べている。

AFP通信によると、その前日には、世界の最富裕層2153人の保有財産がこの10年で倍増し、貧困層46億人の財産の合計を上回っているという発表を国際NGOのオックスファム・インターナショナルが行っている。共通の問題意識といっていいだろう。

昨年11月にUNAIDSの新事務局長に就任したビヤニマさんは、UNAIDS初の女性事務局長であり、その前はオックスファム・インターナショナルの事務局長を長く務めていた。前職時代の2018年1月には、ダボス会議の直前に「世界人口の1%にあたる富裕

層が1年間に生み出された富の82%を独占している」という発表を行い、話題になったこともある。貧富の格差とジェンダーの不平等の解消は、ビヤニマさんにとって長く取り組み続けてきたテーマである。

UNAIDSのリリースによると、世界の現状は医療費負担のために1億人近くが極端な貧困状態（1日の生活費が1.9米ドル以下）に追い込まれ、9億3000万人以上（世界人口の約12%）の家庭で家計費の少なくとも10%が医療費負担に消えていくという。

そして、少なくとも世界人口の半数は必要不可欠な保健サービスを利用できず、妊娠と出産に伴う原因で2分間に1人、女性が死亡している。ビヤニマ事務局長もリリースの中で「貧しければ健康への権利は保障されず、貧困から脱しようとしても保健医療費負担のために押しつぶされてしまいます」と述べている。

HIV/エイズ分野に焦点をあてれば、貧しい人や弱い立場の人、とりわけ女性がスティグマと差別の影響を受け、治療や予防手段が進歩した現在でも、世界で毎週6000人の若い女性がHIVに感染しているという。

ダボス会議では毎年、事前にテーマが発表されている。今年は「Stakeholders for a Cohesive and Sustainable World（ステークホルダーが作る、持続可能で結束した世界）」だった。Cohesiveは「密着した」とか「結合力のある」といった意味の単語だが、現状はむしろ世界がバラバラになっている印象も強い。だからこそ逆にテーマになったのだろう。もう少しUNAIDSのリリースの指摘を紹介しよう。

『国連貿易開発会議（UNCTAD）の推計では、大企業の税逃れ策と利益移転のために、途上国は毎年1500億ドルから5000億ドルを失ってきた。この失われた資金が保健に投資できれば、低所得国の保健支出は3倍になり、低中所得国でも2倍に増える』。そう注文通りにいくものなのかどうか、経済に疎い私には分からないが、世界中のお金持ちに対し、UNAIDSが今後、取り組むべき課題を示し、指導者交代を強く印象付けた指摘ではありそうだ。

〔千葉県立上総高等学校〕(下)

学校全体で行う性教育の基盤づくりと意識変化

教員の多くが性教育の必要性を感じながらも取り組みが難しかったという上総高等学校。全生徒を対象にした「性に関するアンケート」の実施により、生徒の実態、課題がみえてきた。保健管理部の働きかけで、全教員に向けて性教育に関するアンケートも実施。生徒たちの意識、教員たちの意識はどのように変わってきたのか。今回は、その変化を紹介する。

生徒たちの課題を把握し、職員会議で共有

全校生徒を対象に実施したアンケートにより、生徒たちは性に対して興味や関心は高いが、知識が乏しいことが明らかになった。また、体の発達と自己理解が追いついていかないアンバランスな状況や自己肯定感が低い生徒がいることがみえてきたという。

保健管理部の江溯亜由美教諭（保健体育科）は「調査時期が1学期だったこともあって、家庭科や保健で授業をする前に生徒たちの実態を把握することができました。また、アンケートの集計を職員会議で全教員にフィードバックしたところ、教科における指導や生徒指導を行う上で参考になったという意見も多くでした」と話す。

平成30年度の取り組みとして年に1回であった保健講話を7月と10月の2回に増やした。

7月の講話では、助産師を講師に招き「大切にしたい いのち・こころ・からだ」というテーマで妊娠・出産についての基礎知識を、10月は学校全体での性教育の取り組みについて助言してくれた産婦人科医を招き「自分も相手も大切に生と性のお話」というテーマで、男女の性に対する考え方の違いや男女交際、性感染症や望まない妊娠についても触れてもらったという。

全教員に向けて協力体制を依頼

「2回の保健講話後に生徒・教員を対象に感想を書いてもらいました。教員には『生徒指導や教科指導に生かせそうか』という問いを設けたところ、全員から

千葉県立上総高等学校

校長 島崎一広

生徒数 223名

教員数 43名

(2019年4月現在)

『そう思う』との答えが返ってきました」(江溯教諭)。

生徒からも「自分の意見をはっきり言うようにしたい」「嫌と感じたら、はっきりと態度で示す」「相手がいやがることを求めない」など、自分にも関係があることだと改めて実感した。自分の行動にきちんと責任を持てるか考えていきたいなど、性教育の手ごたえを感じさせる感想が多く寄せられたという。

また、保健管理部の江溯教諭ら性教育の関係者は2回めの講話後の職員会議で、生徒が抱える課題と、その解決に向けて学校全体で性教育を継続して取り組む必要性を訴え、協力を求めた。

さらに全教員に向けて性教育に関するアンケートを実施し、自分の担当教科やホームルーム、委員会、部活動などで性教育に関して指導していることがあるか、あるいは実施できそうな事柄があるかをたずねた。

江溯教諭は「直接、性教育を実施したいという意見は出ませんでした。『命の尊さや生命の誕生といった広いくりにしてみれば、私の教科ではこういうことやっているよ』とか、『これももしかしたら性教育に当てはまるのでは?』といった回答をいただいた」と話す。

「先生方はみな性教育は必要だとは思っていますが、教科でできることと、できないことがあるという考え方の違いはかなりありました」と語る。

性教育に関するアンケート（教員）集計結果（抜粋）

学校全体で性教育に取り組むうえで、何かすでに実践していること（できそうなこと）

分野	内 容・単元名
保健	教科指導の充実 「性感染症・エイズとその予防」「思春期と健康」「性への関心・欲求と性行動」「妊娠・出産と健康」「避妊法と人工妊娠中絶、結婚生活と健康」
家庭科	保育分野「親になるということ」「こどもがうまれるということ」 家族・家庭の法律分野「家族・家庭に関する法律」のなかでデートDVや妊娠に関連づけられる。
生物	第2章 遺伝とその働き 1.進化の過程で受精卵を学習している。2.哺乳類の有性生殖について触れている。 さまざまな場面で、生物学的アプローチから説明している。
英語	LGBTを意識して「〇〇さん呼び」を意識している。
現代社会	「青年期」「社会とのかかわり」「日本国憲法」「平等権・自由権・新しい人権」「労働問題」「民主社会に生きる倫理」
現代文	キャッチコピーや韻文を生徒に考えさせている。例えば、美術部とコラボで国語の授業内でポスターのキャッチフレーズをつくる。
国語	授業中に、関係性のある場面でふれる。
道徳	性や命の話についてとりあげる。
LHR	道徳の一環として性教育を取り上げてよい。
ホームルーム	男女交際に関連する悩み、トラブルの相談。それからくる問題への対処。

教員同士広げたい横のつながり

教員のアンケートの意見をまとめて職員室のみんなが見られるレターボックスの上に貼ったことで、思いがけないメリットがあったという。

「家庭科の先生からは『保健の授業でこういうことをしているのなら、家庭科総合ではこのへんも扱えますね』という話が出てきたり、現代社会の先生からは『結婚できる年齢などの民法の話の中で、LGBTの話を少ししてみよう』などという話が出て、各教科で情報交換ができました」。また保健の授業で妊娠・出産を扱うときは、家庭科から妊婦体験セットや赤ちゃん人形を貸してもらったり、同じく保健の性感染症を扱った授業で、理科の先生から性感染症の広がり方を実感できる教材を提供していただいたりすることで、授業の内容が深まるなど、横のつながりができたことも大きな成果だったと江溯教諭は語る。

性教育の授業の取り組みとともに、各クラスの保健委員に呼びかけて新たな企画をスタートさせた。

花びらをかたどったカードに「うれしかったこと」「がんばったこと」「みんなと共有したい、よい話」「感謝の気持ち」を書いて中央廊下に掲示する。「掲示物を『かずさの花畑』と名付けました。保健委員が中心となり美術部員の協力を得て準備をしました。初めは



かずさの花畑

掲示するカードも少なかったのですが、次第にカードが増えて華やかになり、生徒たちも足を止めて見るようになりました。全校で生徒たちが取り組む活動としては有意義なものになりました」と江溯教諭。

性教育に学校全体で取り組む試みを始めて2年目、ようやく足がかりができてきたようだ。

保健管理部で一緒に活動する堀切由美子養護教諭は「君津高校との統合まであと1年。統合後はどうなるかまだわかりません。また江溯先生も産休に入りしばらくお休みされますが、その間もしっかり活動を続けたいと思います」と語る。

教科横断的に行う性教育の取り組みが根づいて、学校統合後も継続的に行われることを期待したい。

（取材・文 エム・シー・プレス 中出三重）

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

カフェで、膣会、膣トーク

本書のノルウェー語での原題は、『膣の幸せ』。その名の通り、女性器を知る楽しさ、幸せな人生のための〈性〉の話がたっぷり。著者のニナとエレンは、オスロ大学医学部での学生時代に、性教育のボランティア講師を務めるなかでたくさんの質問や不安を打ち明けられた。その体験から開設された〈性器〉というタイトルのブログは、ノルウェー最高のアクセス数を誇る健康情報ブログに成長。そして、2017年の原書の出版後、1年を待たずして30の言語に翻訳され、日本語版は2019年12月25日に発刊。現在は医師として働く彼女たちから、素敵なクリスマスプレゼントが届いた。

医学生だった彼女たちの「誰にも負けない強み」だという「いかにも“しろ”と”っぽい”質問を平気のできる図太さ」によって、本書は相当な分量と高い専門性を持ちながらも、誰もが一度は考えそうな疑問や不安についてわかりやすく解説されている。執筆中に彼女たち自身が「女性器にまつわるまちがった通説にまどわされていた」と気づいたように、専門家による上から目線の情報提供ではなく、読者と一緒に〈性〉を探究しようとする好奇心と行動力に満ちている。〈性〉の研究では、まだわかっていないことがたくさんあるという。〈性〉の研究に興味を持つ女子が増えるかも。リケジョならぬ、チツジョの誕生が待たれるところだ。

本書の構成は、まず、〈膣〉の形状や機能から、Gスポットや処女膜をめぐる歴史、ムダ毛処理まで。その毛を「恨めしく」思う人にも「宝物として慈しんで育てている」人にも、それをどうするか決めるための情報がびっしり。健康や人権と、ムダ毛の情報に、等しく価値が置かれているのが本書の特徴。もちろん、社会が求める美やジェンダーを問う姿勢も貫きながら。

月経とおりものについて、「なんだよ。さては生理中



世界中の女子が読んだ！ からだ性と性の教科書

エレン・ストッケン・ダール、
ニナ・ブロックマン 著
池田真紀子 訳
NHK 出版
定価 2200 円＋税

か？」という女性への攻撃は、“女性を下に見る意識の表れ”だけでなく、生物学的にも間違っている、とピシャリ。PMS（月経前症候群）の説明から、『『どうした？ あと2日か3日で生理か？』と正確にいつもらわなくては』とユーモアで反撃。また、「“タフガイ”精子たちの雄々しいバトル」と表現されることが多い受精のしくみも、「卵子はディーヴァ（わがままな歌姫）らしく、パーティにはわざと遅れて華々しく登場します」と、受け身で語られがちな卵子の活動性をユニークに描き出す。ポップなフェミ的テキストである。

セックスは、「あなたに準備ができているかどうか、それを判断できるのはあなた一人です」。相手に「ノー」と言うことより、自分で「イエス」か判断する力をつけること。そんな本書は、邦題の『からだ性と性の教科書』よりも、やっぱり『膣の幸せ』がピッタリ。〈性〉の学びは「性教育」まかせ、「教科書」頼みという日本の状況から、教室で、カフェで、バーで…もつと気軽に『膣の幸せ』を語れる社会でありたい。ちなみに、原著のカバーは、ファッショナブルなピンクの表紙にデザインされた膣のイラスト、そして『膣』の文字。持ち歩くだけでオシャレ。日本語版では、パンツを履かされてしまったようで…（しかも純白）。

紹介されている避妊法や子宮頸がんワクチンは、日本ではほとんど「未承認」。また、安定期を迎えるまでは妊娠を秘密にしておく「3か月までルール」は、流産を周囲に伝えるつらさから女性を守る一方で、女性が羞恥や罪悪感を抱えることにつながり、「本当なら、周囲の支えや気遣いが何より必要なとき」と指摘。〈性〉をオープンに話せることは、〈性〉を生きるさまざまな人を支える社会をつくることだといえる。

「自分の体について決める権利を他人に渡してはいけません」という力強いメッセージは、年齢や性別を問わず、たくさんの人へのプレゼントである。

（大阪大学大学院准教授 野坂祐子）



4月26日（日曜日）16:00～18:00



北東北性教育研修セミナー 2020 春

依存症とトランスジェンダーの私

内 容

依存症と性をテーマに「依存症とトランスジェンダーの私」として、薬物依存症者の経験、ピア・ドラッグ・カウンセラー、そしてトランスジェンダーの倉田めばさんにお話をうかがいます。声を上げやすい、助けを求めやすい社会にしていくために、参加者のみなさんと一緒に、考えていきたいと思います。

講 師

倉田めば（大阪ダルクディレクター。Freedom 代表）

尾道市出身。ヌードカメラマン、フリーランスカメラマンを経て、1993年薬物依存回復施設「大阪ダルク」を設立。自らの薬物依存からの回復の体験をいかして、ピア・ドラッグ・カウンセラーとして、薬物依存者の回復のサポートを続ける。2002年、薬物依存症からの回復を支援する市民団体「Freedom」を多くの賛同者とともに設立。新たな社会資源の創出に向けて奔走中。精神保健福祉士。詩人、パフォーマンス・アーティストとして表現活動も行っている。

会 場

SAN NET 青森 2F スペースえん（〒030-0801 青森県青森市新町1丁目13-7）

参加費・問合せ先等

主 催／北東北性教育研修セミナー実行委員会 協 賛／一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会

参加費／500円 問合せ先／rc-net@goo.jp

申込み先／ウェブサイトの申込みページ

<https://ws.formzu.net/dist/S98056317/>



4月23日（木曜日）13:30～16:00



第12回日本「性ところ」関連問題学会プレ企画講演会

子どもを性犯罪から守る

～大人は現代の子どもたちの性犯罪とどう向き合うのか～

内 容

★「テクノロジーで痴漢撲滅—痴漢撲滅レーダーの挑戦」

講師：Nari Woo さん&片山玲文さん（所属：株式会社 QCCCA（キュカ）CEO & COP）

★出版記念講演「小児性愛という病—それは、愛ではない」

講師：斉藤章佳（「小児性愛という病」著者・大森榎本クリニック精神保健福祉部長）

会 場

榎本クリニック 2 階（東京都豊島区西池袋 1-2-5）

主 催

榎本クリニック

参加費・問合せ先等

参加費：無料 定 員：100 名（先着順）

問合せ先：TEL 03-3982-5321 FAX03-3982-5090 Eメール：info@enomoto-clinic.jp 担当：有我・大山

<http://www.enomoto-clinic.jp/ikebukuro/6656/>

「青少年の性行動／日中比較研究」 報告書 2019

30年ぶりに刊行できた本書が、経年調査の比較を含めて、両国の青少年の性意識・性行動の実態を把握できる唯一の報告書です。

編集／一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会（JASE）
「第8回青少年の性行動全国調査」委員会内日中比較小委員会
協力／日本青少年研究所・上海社会科学院社会科学研究所

1974年に第1回が開始され、2017年に第8回を迎えた「青少年の性行動全国調査」は本年8月に「若者の性」白書が刊行されました。40年近く続けられたこの調査は、国内を始め国外でも類例は極めてまれで、貴重な調査データとして国際的にも認知されています。

今回の日本における調査に際して他国との比較研究を検討し、上海社会科学院社会科学研究所の協力のもと、中国の青少年の性行動に関してほぼ同一の質問用紙にて調査が実現しました。調査地点は、北京・上海・広州の3地域であり、調査期間は2017年10月から2018年3月までで、調査対象者は中学生・高校生・大学生合計約5000人です。

〈主な内容〉

- はじめに
- 序章 調査の概要
- 第1章 性行動
- 第2章 性イメージの日中比較
- 第3章 避妊行動の日中比較
- 第4章 中国の若者の性行動とその動機
- 第5章 性の情報源の日中比較
- おわりに
- 付表・中国の青少年の基礎集計表



B5判 102ページ

頒価：1,000円



A4判 80ページ

頒価：1,000円



青少年の性行動

わが国の中学生・高校生・大学生に関する第8回調査報告

編集／一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会（JASE）
「第8回青少年の性行動全国調査」委員会

若者の性にかかわる行動、規範意識、情報源などが、この6年間でどのように変容したかがわかる。若者の性を理解するための必須の資料！

2017年6月から同年12月にかけて実施した「第8回青少年の性行動全国調査」の単純集計をまとめ一次報告書として刊行。主要な結果「デート経験」「キス経験」「性交経験」などの解説と、全質問の中学生・高校生・大学生の男女別集計結果を掲載。

両書籍とも、JASE ホームページ
からお申し込みいただけます。

<https://www.jase.faje.or.jp/pub/pub.html>

または、Email info_jase@faje.or.jp、TEL 03-6801-9307 FAX 03-5800-0478 までお申し込みください。

●本書に関するお問い合わせにつきましては、下記までお願いいたします。

一般財団法人 日本児童教育振興財団内 日本性教育協会（JASE）

〒112-0002 東京都文京区小石川 2-3-23 春日尚学ビル B1

TEL 03-6801-9307 FAX 03-5800-0478

Mail info_jase@faje.or.jp URL <https://www.jase.faje.or.jp>



JASE

「若者の性」 白書

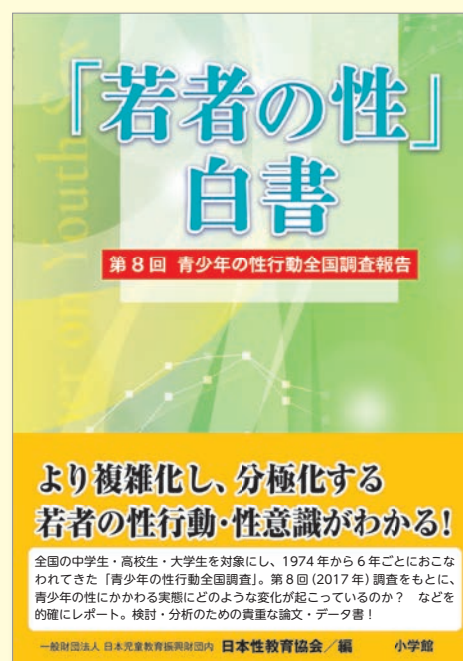
第8回 青少年の性行動全国調査報告

全国の中学生・高校生・大学生を対象にし、1974年から6年ごとにおこなわれてきた「青少年の性行動全国調査」。第8回(2017年)調査をもとに、青少年の性にかかわる実態にどのような変化が起こっているのか？ などを的確にレポート。検討・分析のための貴重な論文・データ書！

主な内容

- 序 章 第8回「青少年の性行動全国調査」の概要
- 第1章 変化する性行動の発達プロセスと青少年層の分極化
- 第2章 青少年の性規範・性意識からみる分極化現象
- 第3章 家庭環境や親子のかかわりの違いは青少年の性行動に影響を与えるか
- 第4章 知識・態度・行動の観点からみた性教育の現状と今後の課題
- 第5章 青少年の性行動と所属集団の性行動規範
- 第6章 青少年の避妊行動の実態と包括的性教育の可能性
- 第7章 性的被害と親密性からの／への逃避
- 第8章 青少年の性についての悩み
～自由記述欄への回答からみえるもの～
- 付表Ⅰ 「青少年の性に関する調査」調査票
- 付表Ⅱ 基礎集計表(学校種別・男女別)

- ＊コラム
- 1…性情報について
 - 2…性教育をめぐる近年の社会的動向
 - 3…LGBT学生について
 - 4…男性の性的被害
 - 5…「青少年の性行動全国調査」の困難と課題



好評
発売中！

本体2,200円+税
A5判 256ページ

編／一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会 発行／小学館

全国の書店にて、ご購入いただけます！